

「スポーツクラブ21～ナイス！本一クラブ」会則

【名称・所在地】

第1条 本クラブは「スポーツクラブ21～ナイス！本一クラブ（以下、「クラブ」という。）と称し、事務局を神戸市立本山第一小学校内に置く。

【目的】

第2条 クラブは、本山第一小学校区及びその周辺に在住する会員が日常生活の中で自発的にスポーツを楽しむ、各自の健康・体力を保持増進することを目的とする。また、地域コミュニティーの発展に寄与し、クラブの活動を通して青少年の健全育成に努める。

【事業】

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 神戸市立本山第一小学校を拠点とした定期的なスポーツ活動の実施
- (2) スポーツ教室・スポーツ行事の実施
- (3) 地域住民への普及・啓発のための広報活動の実施
- (4) 会員相互の親睦を図るための交流行事の開催
- (5) 地域住民のスポーツ活動や地域のコミュニティーづくりに資するボランティア活動の実施
- (6) その他、クラブの目的達成のために必要な事業の実施

【会員】

第4条 第2条の目的に賛同し、所定の入会申込みを行ったものが、会員となることができる。

【会費】

第5条 会員は、クラブが別に定める会費を原則として納入するものとする。

【除名】

第6条 クラブの会員が、クラブの目的を妨害し、名誉を著しく毀損した場合等は、総会の決議を経て除名することができる。

【総会】

第7条 総会は、会員をもって構成し、クラブの最高議決機関とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

3 通常総会は毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 表決権を行使できる会員の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

5 総会は、会長が招集し議長となって、次の事項を議決または承認する。

(1) 事業計画並びに予算及び決算

(2) 運営委員並びに役員の決定

(3) 運営上必要な諸規則の制定・改廃

(4) その他クラブの重要事項

6 総会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。

7 総会における議決の行使ができる者は、当該会計年度の期首に満18歳に達した者とする。

8 総会は、会員の過半数の出席があれば開会できる。

9 やむを得ず総会に出席できない会員は、あらかじめ委任状を提出し、議長に表決を委任することができる。この場合において、前3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

【役員】

第8条 第3条の事業推進のため、クラブに次の役員を置く。

(1) 顧問 若干名

(2) 会長 1名

(3) 副会長 若干名

(4) 会計監査 2名

2 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

3 役員職務は、次のとおりとする。

(1) 顧問は、クラブの円滑な運営を図るための指導または助言を行う

(2) 会長は、クラブを代表し、会務を総理する

(3) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する

(4) 会計監査は、クラブの会計を監査する

【運営委員会】

- 第9条 運営委員会は、顧問、会長、副会長、運営委員で構成する。
- 2 運営委員会は会長が招集し、議長となり次の事項を執行し、または議決する。
 - (1) 次年度の事業計画案並びに予算案の作成
 - (2) 次年度の役員、運営委員の選出
 - (3) 前年度の事業報告並びに決算報告書案の作成
 - (4) 当該年度事業並びに予算執行
 - 3 運営委員会は、運営委員の過半数の出席があれば開会できる。
 - 4 運営委員会の議決は出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決することとする。
 - 5 やむを得ず運営委員会に出席できない委員は、あらかじめ委任状を提出し、議長に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
 - 6 運営委員は、登録団体代表、学校開放運営員会関係者、利用団体、庶務を充てる
 - 7 庶務は、クラブの諸事務〈会計を含む〉を行い、総会に同席して議事録作成等の事務処理に当たる。
 - 8 庶務は、運営委員会で選任し、総会で報告することとする。

【専門部会・専門委員会】

- 第10条 クラブの運営を円滑にするため、必要に応じて専門部会・専門委員会を置くことができる。
- 2 専門部会・専門委員会の委員は、会長が会員・運営委員等から委嘱し、総会で承諾を得る。

【会計年度】

- 第11条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

【経費】

- 第12条 クラブの経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金、その他収入をもってあてる。

【会則の変更】

- 第13条 本会則の変更は、総会において会員の3分の2以上の同意を必要とする。

【附則】

- 本会則は、平成26年 4月21日より施行する。